

タブレット端末活用のルール（家庭学習編）【Version 1】

令和3年12月15日付

陸前高田市立竹駒小学校

※お家の人と一緒にルールを確認しましょう。

1 端末を使う目的

タブレット端末を使う目的は、宿題や授業の予習復習、e-ライブラリーの活用、ロイロノートの活用等です。ゲームや学習に関係のないホームページや動画の閲覧など、学習活動に関わる以外には、使ってはいけません。

(詐欺被害やコンピュータウイルスに感染する危険にもつながります。)

2 貸与する物品（持ち帰りの物品）

i-Pad 端末 1台

3 端末を使う時に注意すること

- (1) 家庭でタブレット端末を使う時間を、お家の方と相談して決めましょう。
(健康面への配慮から、長くても上限2時間以内をお勧めします。)
- (2) 学校や家庭以外には持ち出さないで下さい。
- (3) 飲食をしながらのタブレットの使用はしません。
- (4) タブレット端末を使用しないときは、必ず電源を切ってください。
- (5) 紛失、盗難、落下、水濡れ（雨や飲み物がかかる、水没する等）に十分気をつけましょう。
- (6) タブレット端末を持ったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- (7) タブレット端末を使う前には、手をしっかりと洗い、よく拭いてから使います。
- (8) 湿気の多いところや、日光が強くあたる場所、ストーブの近く等には置かないでください。
- (9) タブレット端末に、シャープペンやボールペン等でふれたり、落書きをしたり、磁石をくっつけたりすることは絶対にやらないでください。
- (10) タブレット端末に貼り付けしてあるシール等ははがさないでください。
- (11) 万が一タブレット端末を破損・紛失した際は、修理費・弁済費等をご家庭で負担していただくことがあります。十分にご注意願います。

4 保管・持ち運びの仕方

家で保管する際は、家の人と話し合い、決められた場所で保管しましょう。

5 健康のために

- (1) タブレット端末を使うときは、正しい姿勢で、画面にあまり顔を近づけすぎないように気をつけてください。
- (2) 明るい部屋で使用し、30分に一度は遠くを見るなど、休憩をしながら活用してください。

6 情報モラルについて

- (1) タブレット端末を他人に貸したり、勝手に使わせたりしません。
- (2) 自分の個人情報（ID・パスワード）は、他の人に教えません。
- (3) 自分や他の人の個人情報をインターネット上に公開しません。
- (4) 相手を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることがないように、使用の際は十分に気をつけて使います。

7 不具合や故障について

タブレット端末本体やドリル学習、課題学習等で使用している際に、動かなくなったり、不具合があったりした場合は、各担任までその旨お知らせください。

8 その他

- (1) タブレット端末の使用時間や履歴は、端末サイトに記録として残ります。
- (2) 低学年のお子さんの保護者様につきましては、慣れるまで一緒にIDやパスワードの入力、学習操作をお願いしたいと思います。

※本校のタブレット端末活用のルール（家庭学習編）は、陸前高田市教育委員会
通知「陸前高田市タブレット機器等の使用に関するガイドライン」をもとに作成
しております。今後、変更等がありましたら、その都度お知らせいたします。